

保育所等における 保育の質の確保・向上に関する基礎資料

平成30年5月18日

目次

1. 保育所の現状等 3
2. 保育所保育指針 13
3. 主な基準やガイドライン 18

1. 保育所の現状等

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

〔 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援 〕

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを
与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が
保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

〔 地域の実情に応じた
子育て支援 〕

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付
を行う事業
- ・多様な事業者の参入促
進・能力活用事業

国主体

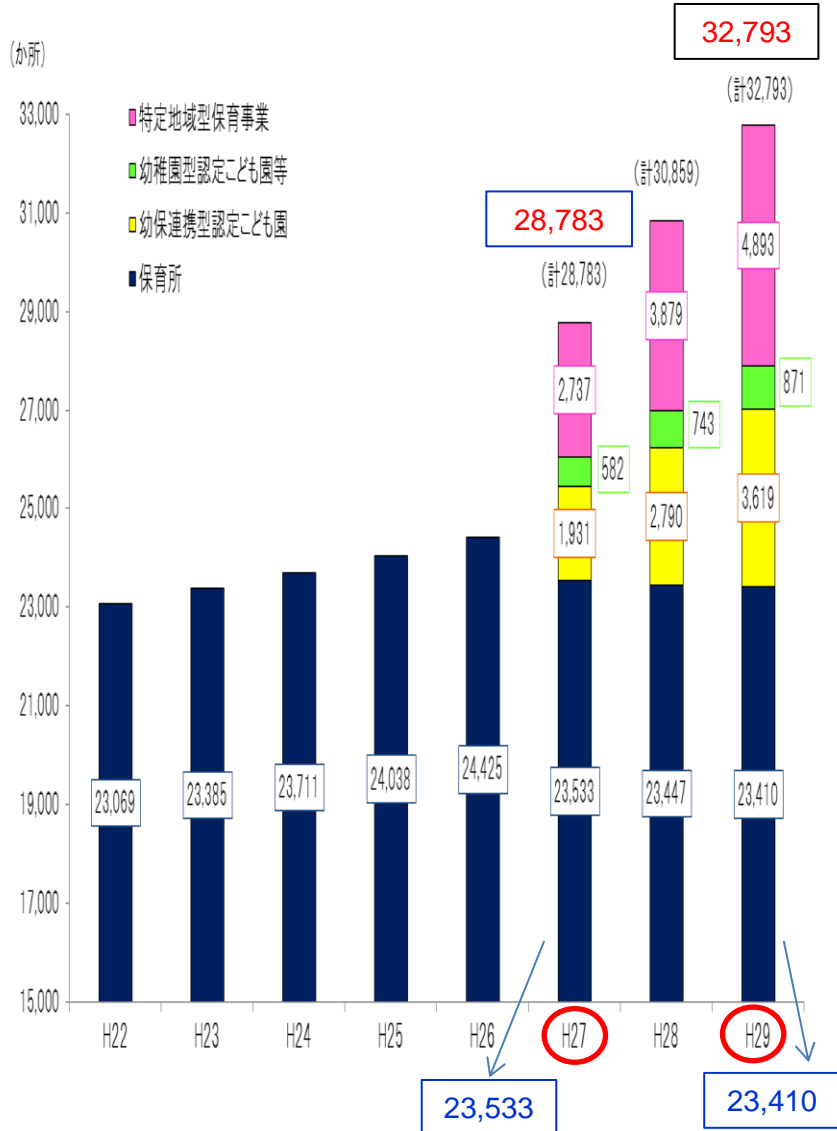
〔 仕事と子育ての
両立支援 〕

仕事・子育て両立支援事業

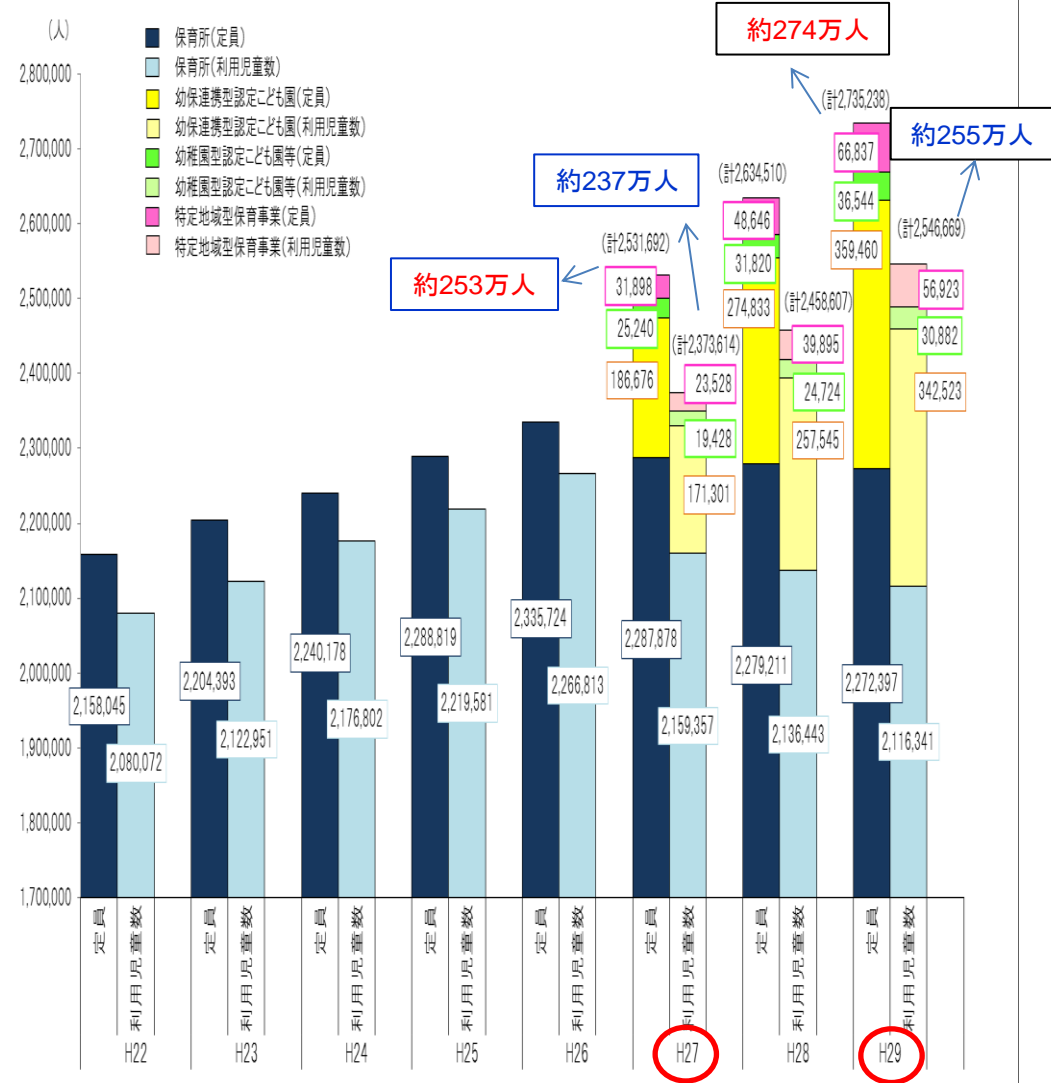
- ・企業主導型保育事業
⇒事業所内保育を主軸とした企
業主導型の多様な就労形態に
対応した保育サービスの拡大
を支援(整備費、運営費の助
成)
- ・ベビーシッター等利用者
支援事業
⇒残業や夜勤等の多様な働き
方をしている労働者等が、低廉
な価格でベビーシッター派遣
サービスを利用できるよう支援

「保育所等数」と「保育所等の定員及び利用児童数」の推移

○保育所等数の推移

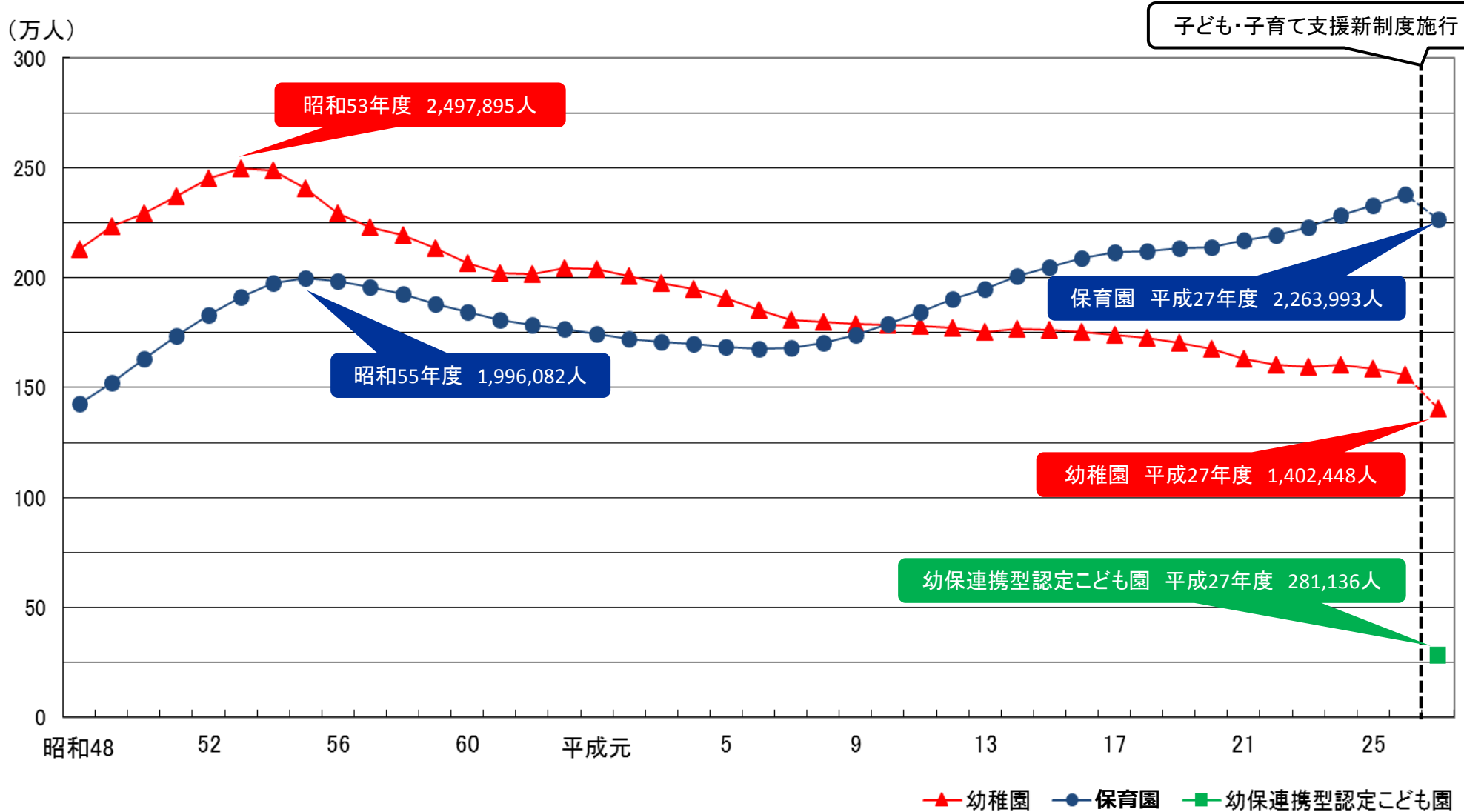


○保育所等の「定員」及び「利用児童数」の推移



(出典) 22年以前、26年 一厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」、23年～25年、27年～29年 一厚生労働省保育課調べ
 ※「保育所」には、保育所他、保育所型認定こども園を含めて集計している。

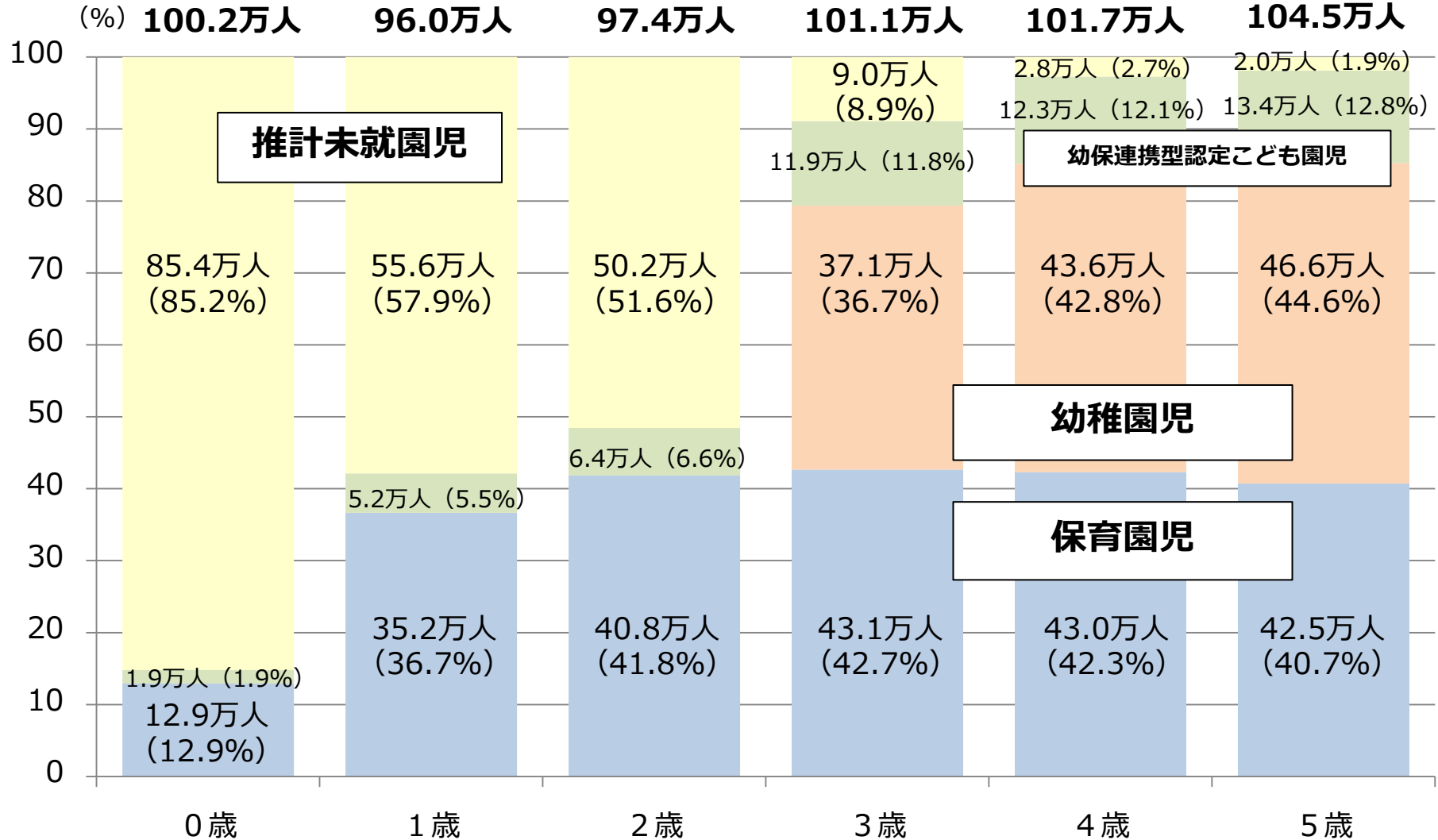
保育園・幼稚園・幼保連携型認定こども園 在園者数年次比較



- (注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育園には保育所型認定こども園を含む。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育園にそれぞれ算入。
 ・平成27年度より、保育園に小規模保育事業所を算入。
 ・幼稚園、幼保連携型認定こども園は「学校基本調査」より。
 ・保育園は「社会福祉施設等調査」より推計。

保育園・幼稚園・幼保連携型認定こども園の年齢別利用者数及び割合

該当年齢人口



※保育園の数値は平成29年の「待機児童数調査」（平成29年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成28年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したもの。

※幼稚園の数値は平成29年度「学校基本調査」（確定値、平成29年5月1日現在）より。なお、「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。

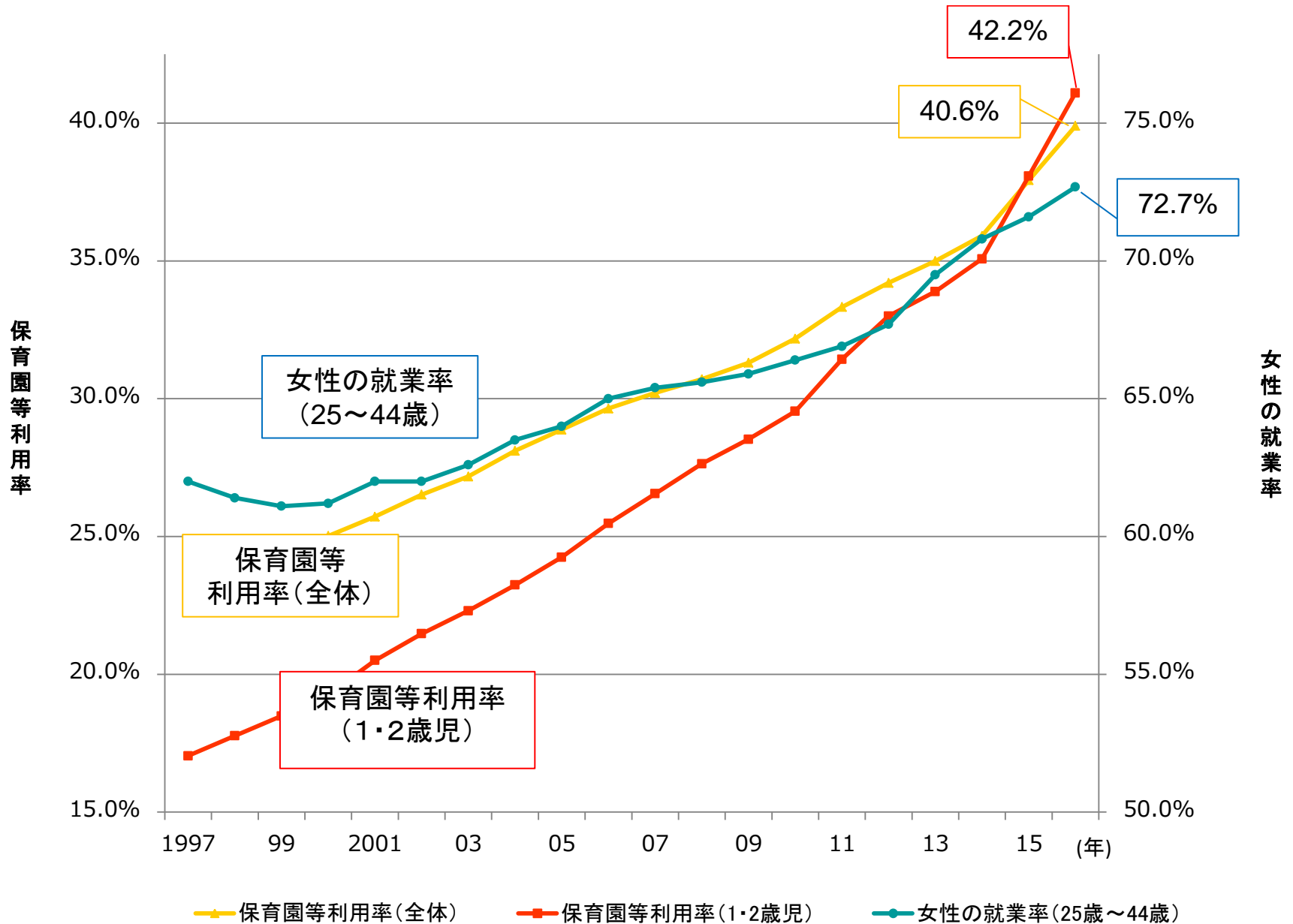
※幼保連携型認定こども園の人数は平成29年度「認定こども園に関する状況調査」（平成29年4月1日現在）より。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成28年10月1日現在）より。

※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数及び保育園在園者数を差し引いて推計したものである。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

保育利用率と女性就業率の推移



出典: 女性の就業率 : 総務省「労働力調査」

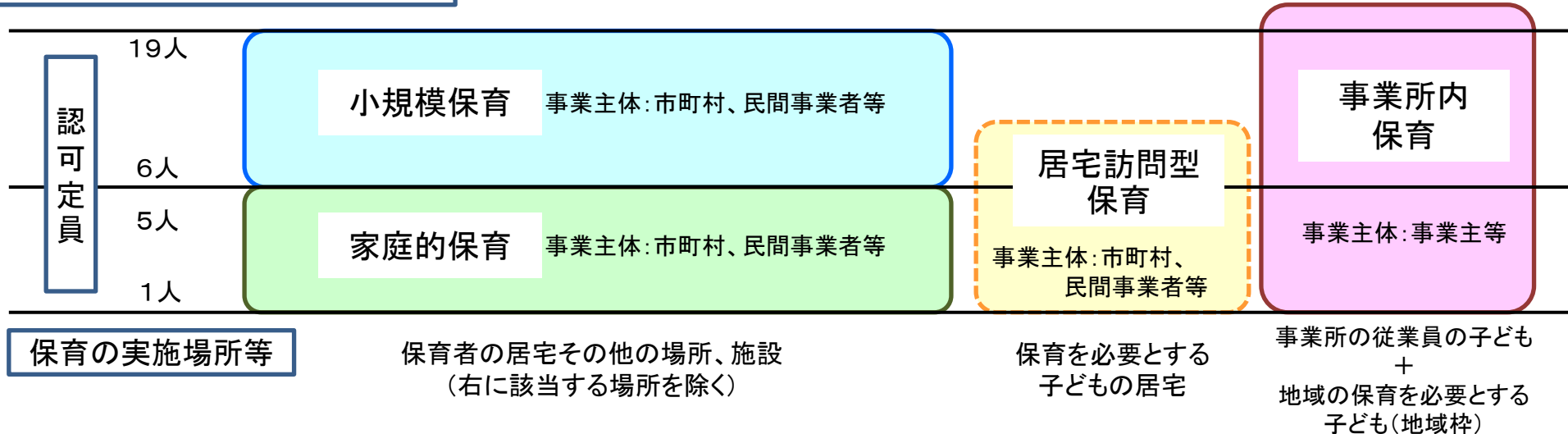
※2011年は東日本大震災の影響により、全国結果ではなく、岩手県、宮城県及び福島県を除く結果。

保育園等利用率 : 厚生労働省調べ

地域型保育事業の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。
 - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
 - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
 - ◇居宅訪問型保育
 - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

地域型保育事業の位置付け



地域型保育事業の件数について

- 平成28年4月1日現在の地域型保育事業の数は全国で3,719件となり、前年と比べて979件の増加。内訳は、家庭的保育事業958件(27件増)、小規模保育事業2,429件(774件増)、居宅訪問型保育事業9件(5件増)、事業所内保育事業323件(173件増)。

事業	件数	(公私の内訳)		(設置主体別内訳) [対前年差]			
		公立	私立	社会福祉法人	株式会社 有限会社	個人	その他
家庭的保育事業	958	117	841	31 [+ 3]	13 [+ 2]	756 [+ 31]	41 [+ 31]
小規模保育事業	2,429	64	2,365	363 [+143]	1,015 [+456]	470 [0]	517 [+171]
	(A型)	(33)	(1,678)	(290 [+129])	(753 [+434])	(242 [+ 23])	(393 [+162])
	(B型)	(21)	(574)	(57 [+ 13])	(237 [+ 22])	(176 [- 25])	(104 [+ 10])
	(C型)	(10)	(113)	(16 [+ 1])	(25 [0])	(52 [+ 2])	(20 [- 1])
居宅訪問型保育事業	9	0	9	1 [+ 1]	6 [+ 4]	0 [0]	2 [0]
事業所内保育事業	323	2	321	87 [+ 48]	106 [+ 56]	4 [+ 2]	124 [+ 68]
計	3,719	183	3,536	482 [+195]	1,140 [+518]	1,230 [+33]	684 [+270]

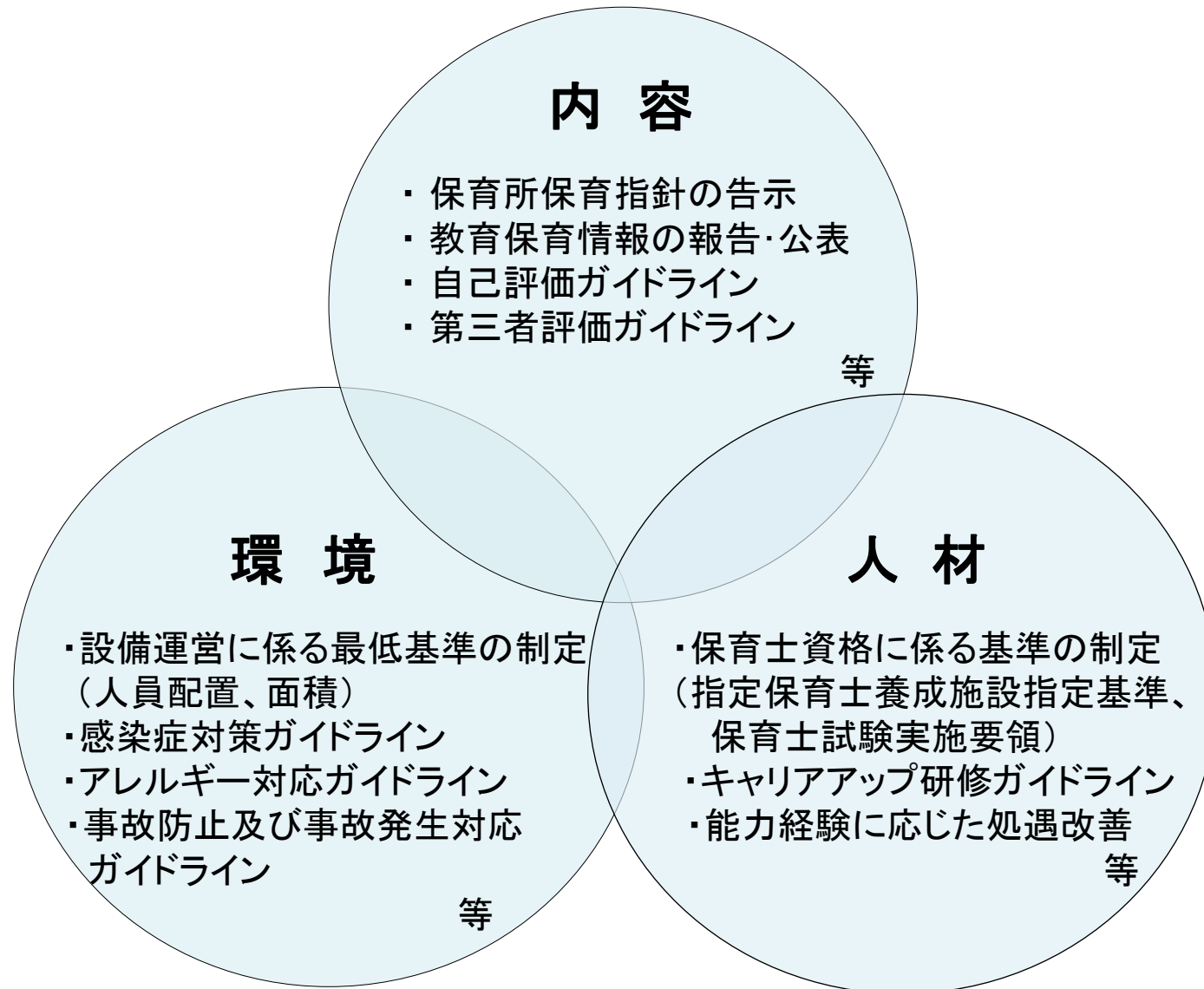
【(参考)地域型保育事業の件数の推移】([]内は対前年差)

年	家庭的 保育事業	小規模保育事業			居宅訪問型 保育事業	事業所内 保育事業	計	
		A型	B型	C型				
平成27年	931	1,655	(962)	(572)	(121)	4	150	2,740
平成28年	958 [+27]	2,429 [+774]	(1,711) [+749]	(595) [+23]	(123) [+2]	9 [+5]	323 [+173]	3,719 [+979]

(出典)厚生労働省「保育所の認可状況及び公有施設等を活用した保育所の設置状況の報告(平成28年4月1日現在)」

保育の質の3つの観点

○保育の質に関しては、主に「内容」・「環境」・「人材」の3つの観点が考えられ、それぞれの観点に関連して基準等を定め、質の確保を図るとともに、質の向上に資する取組を推進。



保育の質の諸側面（OECDによる整理）

保育の質の定義

子どもたちが心身ともに満たされ、より豊かに生きていくことを支える保育の場が準備する環境や経験のすべてである（多面的で複合的なもの）（「Starting Strong IV」(OECD,2015)）

保育の質の諸側面

① 志向性の質

（法律や政策など、文化や社会情勢を背景として政府や自治体の示す方向性・目標）

② 構造の質

（施設の広さや備えるべき条件、保育者一人あたりの子どもの人数など、物的・人的環境の全般的な仕組み）

③ 教育の概念と実践

（国としてのカリキュラム（日本では保育所保育指針など）により示される、教育の目標や内容の基本的考え方）

④ 相互作用あるいはプロセスの質

（子どもたちの育ちにつながる、保育者と子ども達、子ども同士、保育者同士の相互作用や関係性、環境の構成）

⑤ 実施運営の質

（地域や現場のニーズへの対応、質の向上、効果的なチーム作りなどのための園やクラスの運営・管理）

⑥ 子どもの成果の質あるいはパフォーマンスの基準

（子どもたちの現在や将来の幸福（ウェルビーイング）につながる肯定的な成果）

※上記の6つの諸側面は、OECDにより、1990年代後半以降の各国における幼児教育・保育政策に関する議論や調査、先行研究等を踏まえて整理されたもの（「Starting Strong II」OECD,2006）

2. 保育所保育指針

保育所保育指針の改定について

- 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針(保育所保育指針)に従う。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)第35条)

保育所保育指針について

- 保育所保育指針については、各保育園の保育の内容の質を高める観点から、約10年に一度改定しており、平成30年4月より改定指針が適用されている。

- 平成30年改定に当たっては、

- ①平成20年の改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化

※保育園利用児童数の増加、子ども・子育て支援新制度の施行、児童虐待対応件数の増加等

- ②幼稚園教育要領の改訂に向けた検討の状況

※中央教育審議会の下の子育て部会においても同時期に審議

等を踏まえて検討を行った。

※ 保育所保育指針、幼稚園教育要領の他、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も併せて改訂

平成30年 改定に向けた検討状況・スケジュール

- 社会保障審議会児童部会に「保育専門委員会」(委員長: 汐見稔幸白梅学園大学長(当時))を設置。
- 平成28年12月21日に議論のとりまとめを公表。議論のとりまとめを受け、平成29年3月31日に指針を大臣告示。1年の周知期間をとおいて、平成30年度から適用。

背景

現行の指針は平成20年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ、改定について検討。

- ・「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行（平成27年4月）
- ・0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加（1・2歳児保育所等利用率 27.6%（H20）→38.1%（H27））
- ・子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加（42,664件（H20）→103,260件（H27））等

保育所保育指針の改定の方向性

○乳児・3歳未満児保育の記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。（特に、0歳児の保育については、乳児を主体に「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から整理・充実。）

○幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時までには育ってほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

○健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

○「子育て支援」の章を新設

保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実

○職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

改定後の保育所保育指針について

- 第1章～第5章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- 厚生労働大臣告示(平成29年3月31日告示、平成30年4月1日適用) ※地域型保育事業にも準用。

第1章 総則

- 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等も踏まえ、「4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を定めるなど、保育所保育の基本となる考え方について記載。

1. 保育所保育に関する基本原則
2. 養護に関する基本的事項
3. 保育の計画及び評価
4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

- 乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、それぞれ、ねらい及び内容を記載。
- 特に、3歳以上児の保育について、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。

1. 乳児保育に関わるねらい及び内容
※「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」
「身近なものに関わり感性が育つ」という視点から記載
2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
3. 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
4. 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

- 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載。

1. 子どもの健康支援
2. 食育の推進
3. 環境及び衛生管理並びに安全管理
4. 災害への備え

第4章 子育て支援

- 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。

1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項
2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
3. 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

- 職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実なども含め記載。

1. 職員の資質向上に関する基本的事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等
4. 研修の実施体制等

保育における「養護」と「教育」について

○ 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針(保育所保育指針)に従う。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)第35条)

○ 保育における「養護」とは、

- ・ 子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、
- ・ その目標は、十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること

○ 保育における「教育」とは、

- ・ 子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、
- ・ 教育に関わる内容である5つの領域ごとの目標は、以下のとおり。

＜健康＞ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

＜人間関係＞ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

＜環境＞ 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

＜言葉＞ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

＜表現＞ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

(保育所保育指針(H29.3.31厚生労働大臣告示、H30.4.1適用))

3. 主な基準やガイドライン

保育所等における情報公開

- 子ども・子育て支援法（第58条）において、保護者の保育を受けさせる機会を適切かつ円滑に確保するため、開所時間や利用定員等の保育情報について、**保育所等（※）から都道府県への報告義務**を課している。また、報告を受けた都道府県は、**当該内容を公表する義務**を負う。

※幼稚園（子ども・子育て支援法第27条に規定する施設型給付費の支給対象施設に限る）、認定こども園、地域型保育事業を含む。

- 子ども・子育て支援法施行規則（第50条）において、具体的な報告事項を提示。（下記参照）
- 児童福祉法（第48条の4）において、保育所は、地域の住民に対して、当該保育所の保育に関する情報提供の努力義務が課されている。

<報告事項（主なもの）>

○運営法人に関する事項

- ・名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
- ・代表者の氏名及び職名
- ・設立年月日

等

○施設等に関する事項

- ・教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
- ・名称、所在地、電話番号その他の連絡先
- ・事業書番号
- ・認可を受けた年月日

等

○従業者に関する事項

- ・従業者の数
- ・勤務形態、労働時間等
- ・従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数
- ・教育・保育に係る免許、資格の状況

等

○教育・保育等の内容に関する事項

- ・開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針
- ・教育・保育の内容等
（保護者に対する子育ての支援の実施状況を含む。）
- ・個々の乳幼児の発育及び発達の過程等に応じた適切な支援、集団保育の提供のための配慮等
- ・居室面積、園舎面積、園庭の面積等
- ・利用手続、選考基準等
- ・利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況
- ・賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
- ・教育・保育の提供内容に関する特色等

等

○利用料等に関する事項

○その他都道府県知事が必要と認める事項

「保育所における自己評価ガイドライン(平成21年3月)」の概要①

目的

- 保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）において、保育士及び保育所の自己評価並びにその公表が努力義務として位置付けられたこと等を受けて、保育所における自己評価の実施に資することを目的として策定。（平成21年3月）
- 保育所における自己評価は、保育士等が自らの保育を振り返って行う自己評価を踏まえて、保育所が施設長のリーダーシップの下、組織的・継続的に保育の計画と実践を評価・検証し、その結果を保育の改善につなげていくことにより、保育の質の向上を図るために行うもの。

自己評価実施の意義

- 保育士等の子どもに対する理解が深まり、保育を改善・充実するための課題や方策が明確化されること
- 職員全体で取り組む中で、保育所の課題について共通認識が深まり、職員の協働性が高まること
- 保育所が、自己評価の結果や保育の改善に向けて取り組む過程などを、保護者や地域住民等に伝えることにより、保育所の施設運営の透明性を高め、保護者等からの信頼を得ることが期待されること
- 自己評価を継続的に取り組むことで、保育士等の保育及び保護者支援の専門性が高まること

※保育所等における自己評価に関する法令上の位置付け

- 保育所等（※）は、その提供する保育の質の評価を行うことにより、質の向上に努めなければならない。（子ども・子育て支援法第33条第5項）
（※）幼稚園（子ども・子育て支援法第27条に規定する施設型給付費の支給対象施設に限る）、認定こども園、地域型保育事業を含む。
- 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務（＝保育）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条の2第1項）
- 保育所保育指針において、保育士等及び保育所の自己評価並びにその公表を努力義務として規定。

「保育所における自己評価ガイドライン(平成21年3月)」の概要②

自己評価の観点

I 保育理念

子どもの最善の利益の考慮

II 子どもの発達援助

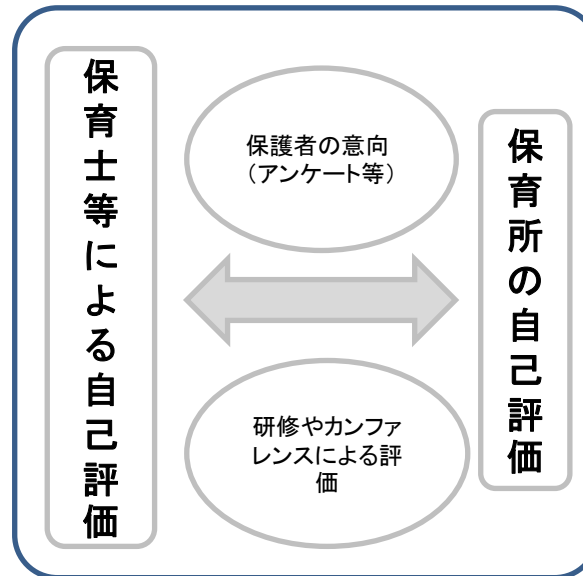
- 1 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場
- 2 生活と発達の連続性
- 3 養護と教育の一体的展開
- 4 環境を通して行う保育

III 保護者に対する支援

- 1 家庭との緊密な連携
- 2 地域における子育て支援

IV 保育を支える組織的基盤

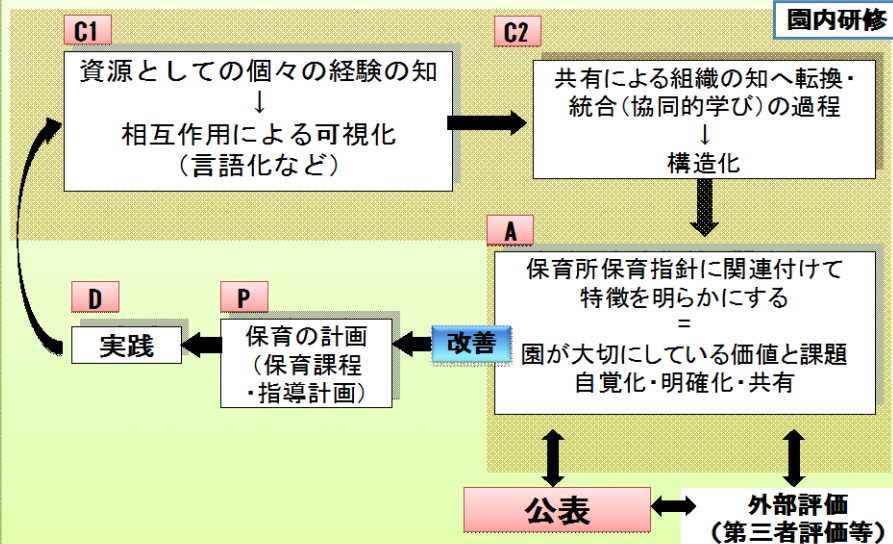
- 1 健康及び安全の実施体制
- 2 職員の資質向上
- 3 運営・管理・社会的責任



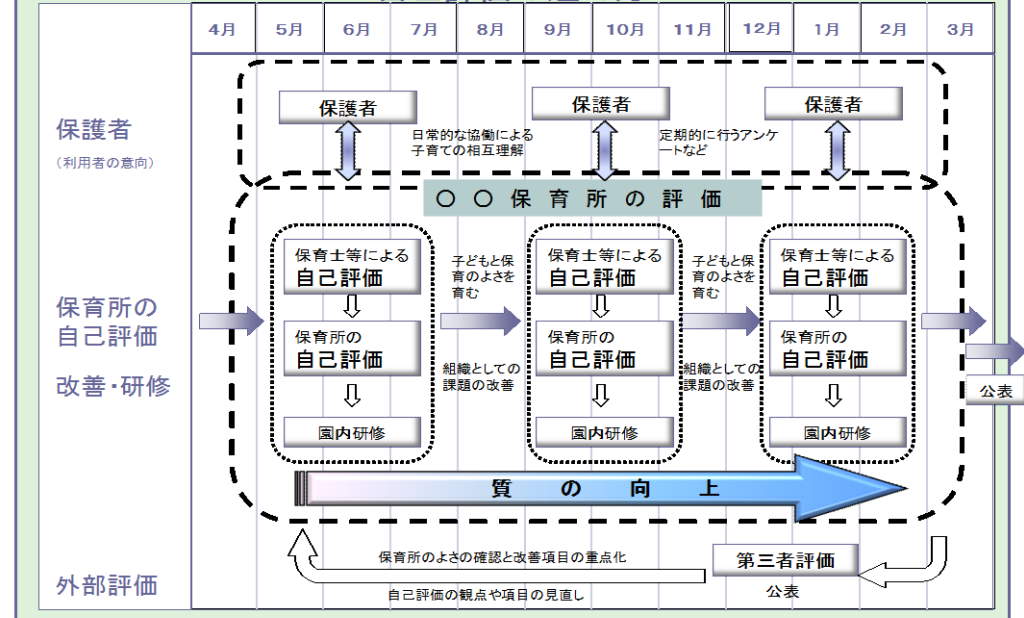
- 子ども理解を深める
- 保護者との信頼関係を築く
- 保育の充実を図る
- 保育の質の向上を図る
- 保育所の組織としての機能を高める

自己評価の理念モデル

保育士等(個人)／保育所(組織)



自己評価の進め方



福祉サービス第三者評価事業の概要

目的

- 福祉サービス第三者評価事業（※）は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果の公表が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的とするもの。
（※）福祉サービスの質の向上を図るため、保育所をはじめとする福祉施設・事業所に対して第三者が評価を行う事業。

評価基準

- 具体的な第三者評価は
 - ① 保育所のみならず、すべての福祉施設・事業所（以下、「社会福祉事業」という）に共通する項目「共通評価基準ガイドライン」（平成17年策定、平成28年最終改訂）
 - ② 社会福祉事業の種別（保育所、児童館、高齢者福祉サービス等）の特性や専門性を踏まえ、各社会福祉事業ごとに策定されている「内容評価基準ガイドライン」（平成17年策定、平成28年最終改訂）に基づき実施。

※福祉サービス第三者評価に関する法令上の位置付け

- 保育をはじめとする社会福祉事業（※）の経営者は、自らその提供するサービスの質を評価することその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。（社会福祉法第78条）
（※）社会福祉法第2条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。
 - ① 第一種社会福祉事業・・・婦人保護施設、養護老人ホーム、児童養護施設、障害児入所施設等を経営する事業
 - ② 第二種社会福祉事業・・・障害福祉サービス事業、児童厚生施設（児童館）、保育所等を経営する事業
- 保育所等（※）は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善に努めなければならない。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条の2第2項）
（※）幼稚園（子ども・子育て支援法第27条に規定する施設型給付費の支給対象施設に限る）、認定こども園、地域型保育事業を含む。

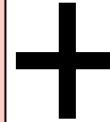
福祉サービス第三者評価事業に関するガイドラインの概要

共通評価基準ガイドライン

- I 福祉サービスの基本方針と組織
- II 組織の運営管理
- III 適切な福祉サービスの実施

内容評価基準ガイドライン

社会福祉事業種別ごとの評価項目



I 福祉サービスの基本方針と組織

- 理念・基本方針
- 経営状況の把握
- 事業計画の策定
- 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

II 組織の運営管理

- 管理者の責任とリーダーシップ
- 福祉人材の確保・育成
- 運営の透明性の確保
- 地域との交流、地域貢献

III 適切な福祉サービスの実施

- 利用者本位の福祉サービス
- 福祉サービスの質の確保

(保育所版)

I 保育内容

- 保育課程の編成
- 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- 健康管理
- 食事

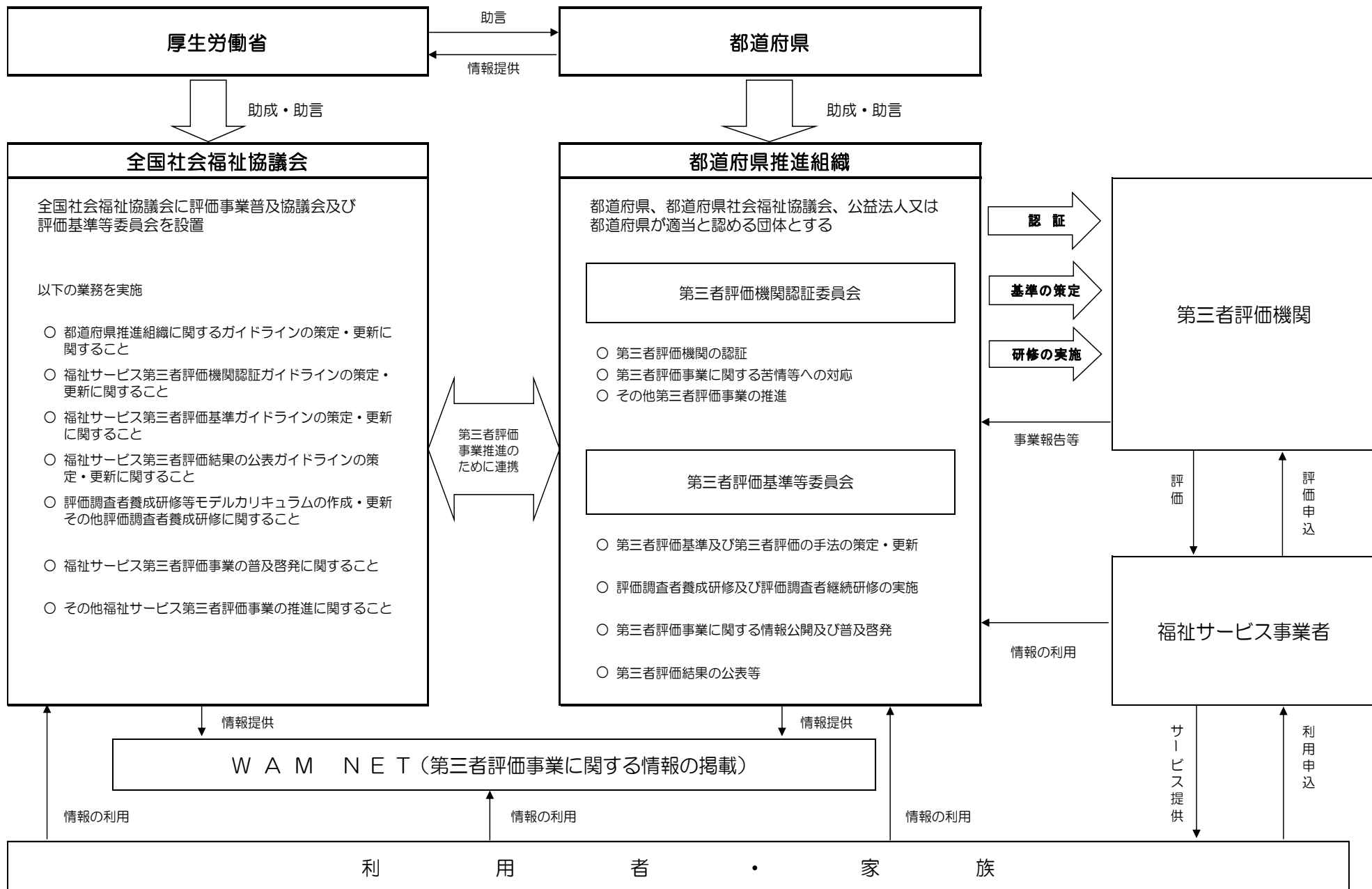
II 子育て支援

- 家庭との緊密な連携
- 保護者等の支援

III 保育の質の向上

- 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価事業の推進体制



(参考) 諸外国における保育の質に関する評価スケール

	ECERS-R ITERS-R	CLASS	SSTEW	CIS	S i C s
対象	ECERS-R = 幼児 (2.5歳～5歳) ITERS-R = 乳児 (誕生～2.5歳)	乳児～小学3年生 (乳児用 (infant用、 toddler用)、幼児用 (Pre-K用))	2歳～5歳	乳児	乳幼児
評価の対象	保育者の取組	保育者と子どもの関わり	保育者と子どもの関わり	子どもの主体的経験	子どもの経験
評価の指標	(1) 空間と家具 (2) 個人的な日常のケア (3) 言葉-推理 (4) 活動 (5) 相互関係 (6) 保育の構造 (7) 保護者と保育者	【infant】 (1) 関係性の風土 (2) 保育者の敏感さ (3) 支えられた探求 (4) 言葉のサポート 【toddler】 (1) 情緒・態度のサポート (2) 学びの直接的サポート 【Pre-K】 (1) 情緒的サポート (2) クラスのサポート (3) 教授的サポート	(1) 信頼、自身、自立の構築 (2) 社会的、情緒的な安定・安心 (3) 言葉、コミュニケーションを支え、広げる (4) 学びと批判的思考を支える (5) 学び、言葉の発達を評価する	(1) 安心 (2) 夢中	子どもの姿 (安心と夢中) を出発点として (1) 環境 (2) 子どもの主体性 (3) 保育者のかかわりと支援の方法 (4) クラスの雰囲気 (5) 園の運営 (6) 家庭との連携
評価の段階	7段階	7段階	7段階	5段階	5段階
開発国	アメリカ	アメリカ	イギリス	ベルギー	ベルギー
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の前提条件となる環境の質を数値化できる ・データの蓄積により、改善の有無を明確化できる ・使用している国や地域が多く比較しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児から学童期までを同一の枠組みで連続的に捕捉 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの経験を豊かにするための保育者の関わりに重きを置く 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりが遊びに没頭し夢中になっている状態に着目 	<ul style="list-style-type: none"> ・C I Sの自己評価ツールとして開発 ・英語に翻訳され各国で利用 (日本版も開発) ・一人ひとりについて2分間観察を行いチェックリスト方式で安心度と夢中度について評定 (日本版は一人ひとりのエピソードの記録から評定)

保育所の設備運営基準

○保育所の基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)で区分された「従うべき基準」「参酌すべき基準」に従い、都道府県・指定都市・中核市が条例により定める。

[従うべき基準の主な内容]

<職員配置基準>

・保育士

- | | |
|--------------------|-------------|
| ・0歳児 3人に保育士1人(3:1) | ・1・2歳児 6:1 |
| ・3歳児 20:1 | ・4歳以上児 30:1 |

※3歳児については、15:1で実施の場合加算あり
※ただし、保育士は最低2名以上配置

- ・保育士の他、嘱託医及び調理員は必置 ※ 調理業務を全て委託する場合は、調理員を置かなくても可

<設備の基準>

- ・0、1歳児を入所させる保育所：乳児室又はほふく室及び調理室
→ 乳児室の面積：1.65㎡以上／人 ほふく室の面積：3.3㎡以上／人
- ・2歳以上児を入所させる保育所：保育室又は遊戯室及び調理室
→ 保育室又は遊戯室の面積：1.98㎡以上／人

[参酌すべき基準の主な内容]

- ・屋外遊戯場の設置
- ・必要な用具の備え付け
- ・耐火上の基準
- ・保育時間
- ・保護者との密接な連絡

※従うべき基準であっても地方自治体がこれを上回る基準を定めることは可能である。

地域型保育事業の認可基準

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

<主な認可基準>

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳~2歳児 いずれも1人3.3㎡
	処遇等	給食 自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	給食 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	給食 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	給食 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めている。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けている。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けている。
- ※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

家庭的保育事業等の認可基準について

○ 家庭的保育事業等については、従前の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

＜主な認可基準＞

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めている。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けている。

※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けている。

保育所等に対する行政指導監査の実施

- 児童福祉法施行令において、都道府県に対し、年1回以上、保育所等（※）に実地監査を行う義務が課されている。
（※）地域型保育事業を含む。
- 具体的な監査事項については、「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年4月25日厚生省児童家庭局長通知）において示されている。（下記参照）

適切な入所者処遇の確保の状況

（社会福祉施設共通事項）

- 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか
- 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか
- 入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか
- 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか

（保育所）

- 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか
- 入所児童の年齢制限を行っていないか
- 保育所保育指針を踏まえ、各保育所の実情に応じた適切な保育が行われているか
- 保育課程を編成し、それに基づく指導計画が作成されているか
- 保育の記録や自己評価に基づいて、保育所児童保育要録が作成されているか
- 児童の就学に際し、保育所児童保育要録を小学校へ送付しているか
- 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか
- 職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか
- 定員を超えて私的契約児を入所させていないか
- 3歳未満児に対する献立、調理（離乳食等）、食事環境などについて配慮されているか
- 食中毒の対策が適切に行われているか
- 不適切な養育等の発見への努力、必要に応じた関係機関との連携を図っているか
等

入所者の生活環境等の確保の状況

- 入所者が安全・快適に生活できる広さ・構造・設備を確保しているか
- 障害に応じた配慮がなされているか
等

施設の運営管理体制の状況

- 入所定員及び居室の定員を遵守しているか
- 管理規程等必要な諸規定が整備され、適切に運用されているか
- 施設運営に必要な帳簿は整備されているか
- 運営費は適正に運用され、弾力運用も適切に行われているか
等

必要な職員の確保と職員処遇の状況

- 給与規程等の各種規程が適切に整備、運用されているか
- 業務体制の確立と業務省力化推進の努力を行っているか
- 職員研修等資質向上策について、その推進に努めているか
- 職員の確保及び定着化に積極的に取り組んでいるか
等

防災対策への取組状況

- 消防法令に基づく設備の整備・点検が適切に行われているか
- 非常時の連絡・避難体制及び地域の協力体制は確保されているか
- 消火訓練及び避難訓練を適切に行っているか
等

※下線部分は、保育の質の確保・向上に関連する主なもの

「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」の概要

<目的>

保育所保育指針に基づき、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本を示し、保育士等が医療関係者や関係機関と連携し、感染症対策に取り組む際に活用する。

1. 感染症に関する基本的事項

・乳幼児及び保育所の特性、感染症の発生要因を踏まえ、個人と集団の健康確保の観点から行う感染症対策の基本

- (1) 感染症とその三大要因
- (2) 保育所における感染症対策
- (3) 学校における感染症対策

2. 感染症の予防

・感染者への対応、各感染経路の特徴と対策、予防接種の基本的事項、日常的な衛生管理の具体的方法等

- (1) 感染予防
 - ア) 感染源対策
 - イ) 感染経路別対策
 - ウ) 感受性対策(予防接種等)
 - エ) 健康教育
- (2) 衛生管理
 - ア) 施設内外の衛生管理
 - イ) 職員の衛生管理

3. 感染症の疑い時・発生時の対応

・感染症の早期発見、発生時の処置、家庭や地域との連携、罹患後の登園再開に係る基本的考え方と具体的手順等

- (1) 感染症の疑いのある子どもへの対応
- (2) 感染症発生時の対応
- (3) 罹患した子どもが登園する際の対応

4. 感染症対策の実施体制

・保育所内の組織的取組、保健所等の関係機関との連携等、保育所内外における実施体制整備の重要性

- (1) 記録の重要性
- (2) 医療関係者の役割等
 - ア) 嘱託医の役割と責務
 - イ) 看護師等の役割と責務
- (3) 関係機関との連携
- (4) 関連情報の共有と活用
- (5) 子どもの健康支援の充実

別添1 具体的な感染症と主な対策(特に注意すべき感染症)

別添2 保育所における消毒の種類と方法

別添3 子どもの病気～症状に合わせた対応～

別添4 医師の意見書及び保護者の登園届

参考 感染症対策に資する公表情報

関係法令等

(個別の感染症ごとの症状、予防・治療方法、感染拡大防止策等)

(消毒薬の種類・用途及び希釈方法等)

(発熱や嘔吐等、症状に応じた具体的な対応方法や留意事項等)

(罹患後の登園再開に関する基本的考え方を踏まえた書類の参考様式等)

(感染症対策に資する公表情報のURL)

(保育所保育指針、学校保健安全法、感染症法等)

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(平成23年3月)」の概要

- 保育所保育指針の改定・告示(平成20年3月公布、平成21年4月施行)
第5章「健康及び安全」の充実と「保育指針解説書」でのアレルギー対応について明記
- 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定(平成20年3月)
(2)子どもの健康及び安全の確保 ①保健衛生面の対応の明確化
- 保育所におけるアレルギー対応にかかわる調査研究(平成22年3月(財)こども未来財団)

保育所におけるアレルギー
対応ガイドライン作成
(平成23年3月発出)

ガイドラインの内容の主な項目とポイント

○ 保育所におけるアレルギー疾患の実態

保育所でのアレルギー疾患への対応の現状と課題を記載し、保育所において、保育所・保護者・嘱託医が共通理解の下、アレルギー疾患に対応できるよう「アレルギー疾患生活管理指導表」を提示

○ アレルギー疾患各論

保育所における代表的なアレルギー疾患(気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎)について、その原因や治療方法、保育所での生活上の留意点を記載

○ 食物アレルギーへの対応

保育所で特に対応に苦慮している食物アレルギーについては、誤食や除去食の考え方等について詳述。
また、アナフィラキシーが起こった時の対応について、エピペンの使用を含めた対応方法を明記。

ガイドラインの活用に向けて

○ ガイドラインの周知徹底

- ・各自治体への周知と併せて、厚生労働省のHPに掲載
- ・各保育所へガイドラインが直接届くよう、保育団体にも協力要請
- ・さらに、嘱託医への周知を図るため、日本医師会、小児科医会等へ協力要請

○ Q&Aの作成

- 保育現場でより使いやすいガイドラインとなるよう、あらかじめ想定される質問事項についてQ&Aを作成し周知

○ 研修体制の強化

- 各保育団体の協力を得て、種々の研修会等で、アレルギーに関する研修を組み込んでいるところ

「保育所における食事の提供ガイドライン(平成24年3月)」の概要

- 保育所保育指針の改定・告示(平成20年3月公布、平成21年4月施行)等による、「子どもの健康及び安全」の確保と対応の明確化
- 「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」※1(平成22年3月25日構造改革特別区域推進本部)
- ※1 なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていくこと

保育所における
食事の提供
ガイドライン作成
(平成24年3月発出)

ガイドラインの内容の主な項目とポイント

- 子どもの「食」をめぐる現状
各種調査から子ども、保護者の食事の状況、課題について明らかにする
- 保育所における食事提供の現状
全国調査から保育所における食事の提供の状況(自園調理・外部委託・外部搬入)と課題を明らかにする。
- 保育所における食事提供の意義と具体的なあり方
「発育・発達」「教育的視点」「保護者支援」の3つの視点から保育所の役割、質の向上を目指したあり方を示す。
- 保育所における食事提供の評価(チェックリスト)
子どもの最善の利益を考慮し、子どもの健全な心身の発達を図るための食事提供のあり方(実践・運営面)についての評価内容を示す。
- 好事例集

ガイドラインの活用に向けて

- ガイドラインの周知徹底
→このガイドラインは、各自治体の保育主管課担当者、保育所へ内容が十分周知できるようにする。また、厚生労働省のHPに掲載し、活用しやすい体制を整える。
- 保育所における食事の提供・食育の質の向上
→調査等から明らかになった子どもや保護者、保育所の状況と課題を踏まえて、食事のあり方について再考、評価を行い改善をする。調理形態に関わらず、保育所の食事提供の質の向上を目指す。
→乳幼児期における「食を営む力」の基礎を培うための食事の重要性を、食事に関わる大人(保育所、行政、保護者)が共通理解し取り組む。

重大事故の再発防止のための検証と事故防止等のためのガイドラインの概要

○「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」（最終取りまとめ（平成27年12月21日））を踏まえて、地方自治体宛てに以下を通知。（平成28年3月31日 内閣府・文部科学省・厚生労働省 3課長連盟通知）

- ① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
- ② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて

【① 重大事故の再発防止のための事後的な検証について】

○検証の実施主体

- ・市 町 村…認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業等）、地域子ども・子育て支援事業
- ・都道府県…認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

○検証の対象範囲

- ・死亡事故、意識不明等地方自治体において検証が必要と判断した重大事故

○検証組織による検証

- ・検証は、外部の委員で構成する検証委員会を設置して実施する。
- ・検証委員は、重大事故の再発防止に知見のある者（例：学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者）

○検証の報告

- ・検証結果を踏まえて、具体的な対策について提言を行う。
- ・検証結果、提言を盛り込んだ報告書を公表し、国に提出する。

【② 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて】

○事故防止のための取組み～施設・事業者向け～

- ・重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、プール活動・水遊び、食事中）ごとの注意事項
- ・事故防止のための研修等による体制づくり

○事故防止のための取組み～地方自治体向け～

- ・地方自治体、施設・事業者との連携体制の整備
- ・施設・事業者に対する研修や指導監査等の実施

○事故発生時の対応～施設・事業者、地方自治体共通～

- ・事故発生時の段階的な対応（事故発生直後、事故直後以降、状況の記録、保護者等への対応、報道機関への対応、国への事故報告、検証の実施）

保育士資格の取得方法

○ 保育士とは、保育士の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。(児童福祉法第18条の4)

保 育 士

※児童福祉法第18条の4

登 録

(各都道府県単位) ※児童福祉法第18条の18第1項
(登録者数 1,530,872人 : H30.4.1現在)

指定保育士養成施設

※児童福祉法第18条の6第1項

(1,732,885人
: 28年度末累計)

平成28年度資格取得者
42,597人

- ・ 大学
268か所 (269か所)
 - ・ 短期大学
237か所 (236か所)
 - ・ 専修学校
160か所 (144か所)
 - ・ その他施設
4か所 (4か所)
- 合 計
669か所 (653か所)

【29.4.1現在(()内は前年)】

保育士試験

※児童福祉法第18条の6第2項

各都道府県、指定試験機関委託

※児童福祉法第18条の9

(460,310人 : 29年度末時点合格者数累計)

受験申請者数	70,032人	} (29年度実績)
全科目合格者数	20,988人	
うち全部免除者数	7,477人	

※地域限定保育士試験を含む

保 育 士 試 験 受 験 資 格

大学等
(短大含)

2年以上在学
(62単位以上
取得者等)

児童福祉施設

実務経験5年
以上
(高校卒業者
は実務経験
2年以上)

幼稚園教諭
免許状有

(試験一部免
除)

知事による
受験資格認定

実務経験(※)
5年以上
(高校卒業者
は実務経験
2年以上)

※対象施設
・ へき地
保育所
・ 家庭的保育
・ 認可外保育
施設 等

「保育士養成課程等の見直しについて（検討の整理）」（概要）

（2017（平成29）年12月4日 保育士養成課程等検討会）

1. 見直しの背景等

- 保育を取り巻く社会情勢の変化、保育所保育指針の改定等を踏まえ、より実践力のある保育士の養成に向けて、保育士養成課程^(※)等の見直しについて検討。（主な検討事項は、以下のとおり）
 - （1）保育士養成課程を構成する教科目（名称、教授内容等）
 - （2）養成課程の見直しに伴う保育士試験の科目（試験科目の名称、対応する養成課程の教科目、出題範囲等）
- （主な社会情勢の変化） ・ 「子ども・子育て支援新制度」の施行（2015年4月）
・ 保育所等利用児童数の増加（1・2歳児保育所等利用率：31.0%（2011年）→45.7%（2017年））
・ 子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加（59,919件（2011年）→122,575件（2016年））
- 関係告示・省令・通知を改正し、2019年度より適用（保育士試験については、2020年度より適用）

2. 見直しの方向性

（1）保育士養成課程を構成する教科目

- ① 乳児保育^(※)の充実^(※3歳未満児を念頭) → 基礎的事項の理解を深めるため、演習科目に加え、**講義科目の新設**
- ② 幼児教育の実践力の向上 → **計画と評価**や**生活と遊びの援助**に関する**内容の充実**
- ③ 「養護」の視点重視 → **養護**に関する教科目の**内容の再編・充実**
- ④ 子どもの育ちや家庭支援の充実 → 保育の専門性を活かした**子ども家庭支援**に関する教科目の**内容の再編・充実**
- ⑤ 社会的養護や障害児保育の充実 → 今日的な課題を踏まえた、**実践的な支援**に関する**内容の充実**
- ⑥ 保育者としての資質・専門性の向上 → 保育の専門職としてのキャリアパスを見据えた**専門性向上の重要性の明示**

※各保育士養成施設には、習得すべき内容が過度にならないよう配慮しつつ、教科目全体を体系化し、創意工夫により効果的・効率的な教育の実施を期待。

（2）養成課程の見直しに伴う保育士試験の科目

- ① 試験科目の名称変更 『**児童**家庭福祉』⇒『**子ども**家庭福祉』
- ② 各試験科目に対応する養成課程の教科目の変更
『保育原理』（「乳児保育」「保育相談支援」等）→「乳児保育Ⅰ」「乳児保育Ⅱ」「子育て支援」等
『保育実習理論』（「保育の表現技術」等）→「保育内容の理解と方法」「保育者論」「保育の計画と評価」等） 等

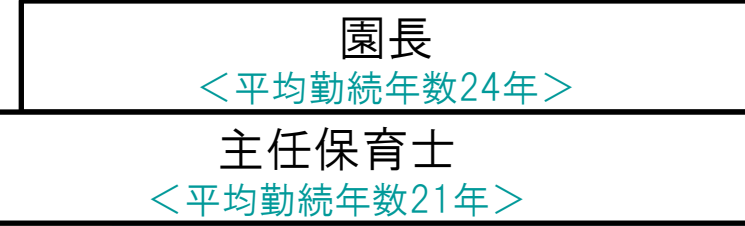
※ 各試験科目の出題範囲については、対応する養成課程の各教科目に係る教授内容等の見直し内容を踏まえ、見直し。

※ 保育士資格取得に係る特例措置（幼稚園教諭免許状所有者、福祉系国家資格所有者等）についても、今回の見直し内容を反映。

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

※新たな名称はすべて仮称

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組みを構築



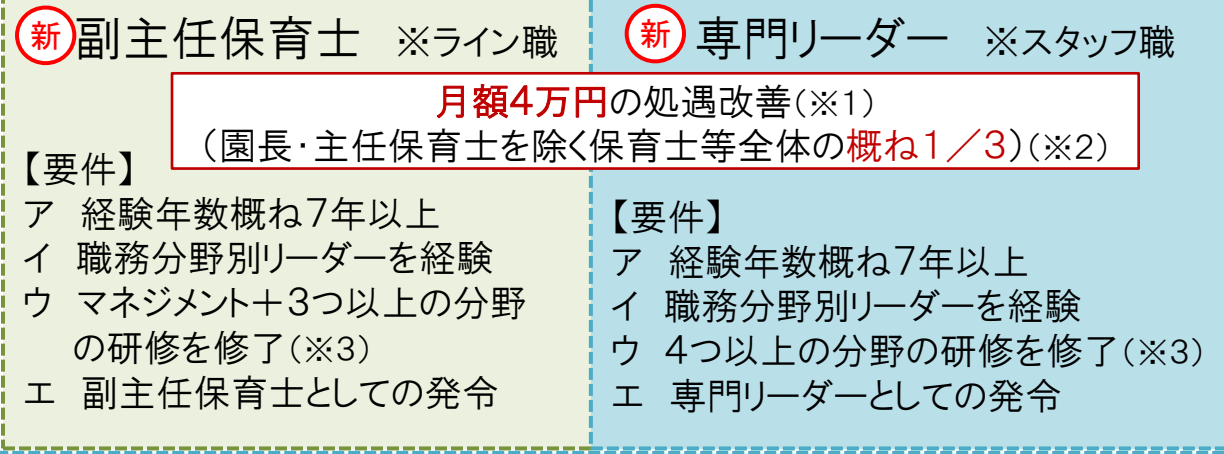
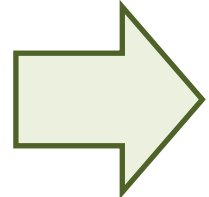
新 キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

- ※ 研修の実施主体:都道府県等
- ※ 研修修了の効力:全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効



新 職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了(※3)
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
 - ※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
 - ※同一分野について複数の職員に発令することも可能



※1. 一人当たりの処遇改善額及び対象者数については、各保育所等での人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、一定の要件の下で柔軟な運用を認めている。
 ※2. 「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3及び1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出したものである。
 ※3. 研修に係る加算要件については、研修の受講を促進し、2022年度を目途に、研修受講の必須化を目指すこととしている。
 (2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度までに、研修の受講状況を踏まえ、2022年度からの必須化を判断)

「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン(平成29年4月)」の概要

- 保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたり、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会を充実させることが重要。
- 保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修について、一定の水準を確保するため、研修の内容や研修の実施方法など、必要な事項を定めるガイドラインを策定。(「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知))

実施主体

- ・ 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関
 - ※ 都道府県が適当と認める団体に委託することも可能。
 - ※ 研修実施機関は、市区町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。

研修分野・対象者

【専門分野別研修】

- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場において、各専門分野に関してリーダー的な役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

【マネジメント研修】

<対象者>

- ・ 各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

【保育実践研修】

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場における実習経験の少ない者(保育士試験合格者等)又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者(潜在保育士等)

指定手続き

- ・ 研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に指定の申請を行うものとする。
- ・ 指定を受けた研修について、翌年度にも実施しようとする場合、届出書を提出することにより、翌年度も引き続き指定の効力を有する。

研修時間

- ・ 1分野15時間以上とする。

講師

- ・ 指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者

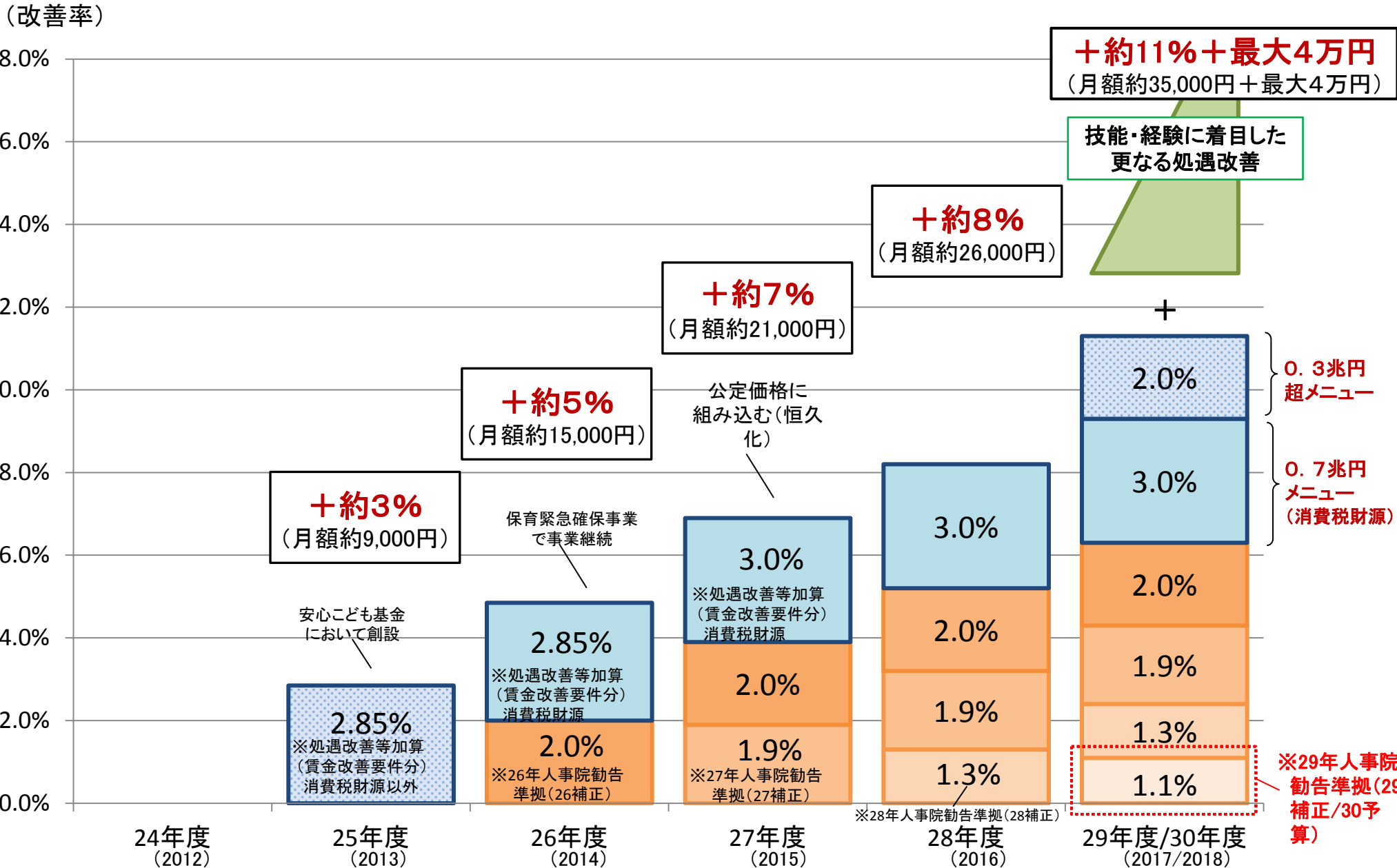
研修修了の評価

- ・ 研修修了の評価については、15時間以上の研修の受講を確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、研修内容に関する知識及び技能とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

研修修了の情報管理

- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、修了証を交付する。(修了証は全国で有効。)
- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の情報管理を行うこととし、保育士登録番号や氏名、生年月日、住所等を記載した研修修了者名簿を作成する。

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施

※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。